## ◎新潟県告示第1051号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田村上線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市坪根字上川原931番2から 同市坪根字札ノ木907番まで		新	13.5~26.0メートル	446.8メートル
		旧	10.0~26.0メートル	447.4メートル